

最近の判例から

(9)

抵当権の物上代位の目的となる債権に対する転付命令の効力

(最高判 平一四・三・一二 判時一七八五―四二) 村川 隆生

抵当権の物上代位の目的となる債権に対する転付命令は、これが第三債務者に送達される時までには抵当権者により当該債権の差押えがされなかったときは、その効力を妨げられないとした事例(最高裁判一四・三・一二判決 判例時報一七八五号四二頁・金融法務事情一六四八号五三頁)

一 事案の概要

一般債権者であるXは、債務者訴外Aが用地買収契約に基づき、訴外県Bに対して取得した土地残代金三四二万円余(以下「甲債権」という)の全額及び建物移転補償金三〇四四万円(以下「乙債権」という)のうち一〇五七万円余、合計一四〇〇万円について、平成一〇年三月一七日差押命令を得、同命令は、同月一九日、Bに、同月二三日にAに送達され同年四月一七日確定した。

次いで、Xは、同年五月六日、差押に係る

甲債権の全額及び乙債権のうち一〇五七万円余について転付命令を得、同命令は、翌日、B及びAにそれぞれ送達され同月二〇日確定した。Xが本件転付命令を取得した当時、本件建物には、Yらの抵当権が設定されていた(債権総額三〇四二万円)。

Yらは乙債権について抵当権に基づく物上代位権の行使として、Xの転付命令の送達後で、確定前である同月一三日、差押命令を得、翌日Bに送達された。

その後、Bは甲債権及び乙債権の全額を供託した。

執行裁判所は本件供託金の配当を実施するため乙債権については、XよりYらを優先する「配当表」を作成したが、Xは、Yらに対し、本件転付命令がYらのした抵当権に基づき物上代位に優先すると主張して配当異議の

申立てをした。

原審は、賃料債権の譲渡につき第三者に対する対抗要件が備えられたのちにおいても、当該賃料債権に対して抵当権に基づく物上代位による差押えが優先する最高裁判決(平一〇・一・三〇民集五二巻一頁一頁)を引用して、Yらの抵当権に基づく物上代位がこれに先立つ本件転付命令に優先するとしてXの請求を棄却した。Xは、これを不服として上告した。

二 裁判所の判断

これに対して、裁判所は次のような判断を下した。

(1) 転付命令に係る金銭債権(以下「被転付債権」という)が抵当権の物上代位の目的となり得る場合においても、転付命令が第三者債務者に送達されるまでに抵当権者が被転付債権の差押えをしなかったときは、被転付債権の差押えを妨げることにはならず、転付命令の効力を妨げることにはならず、転付命令が第三債務者に送達されたときに被転付債権は差押債権者の債権及び執行費用の弁済に充たされたものとみなされ、抵当権者が被転付債権について抵当権の効力を主張することはできないものと解すべきである。

(2) 抵当権者が物上代位により被転付債権に

対し抵当権の効力を及ぼすためには、自ら被転付債権を差し押さえることを要し、この差押えは債権執行における差押えと同様の規律に服すべきものであり、抵当権の物上代位としての差押えについて強制執行における差押えと異なる取扱いをすべき理由はない。原判決に引用された当審判決は、本件と事案を異にし、適切でない。

- (3) 事実関係によれば、Yらの抵当権の物上代位としての差押えは、Xの得た転付命令効力を妨げることとはできず、乙債権中本件転付命令に係る部分はXの独占的満足に供されるべきであって、これについてYらは抵当権の効力を主張することはできない。
- (4) そうすると、本件請求は、配当表の変更を求める限度で理由があるから認容する。

三 まとめ

「抵当権者は、物上代位の目的債権である賃料債権が譲渡され第三者に対する対抗要件が備えられた後においても、これを差し押さえ物上代位権を行使することができる」と判示した最判平一〇・一・三〇の判決（平成一〇年判決）との関係で注目されていた論点についての最高裁判例である。

転付命令の効果は、実体的には、任意の債

権譲渡と異なるところはないため、平成一〇年判決がある以上、物上代位が転付命令に優先するという見方が有力であった。

しかし、転付命令制度は、第三債務者への送達時までには他の債権者の差押え等の権利の行使がなければ、被転付債権は転付債権者に弁済されたとみなすという、執行手続上の換価方法であることから、債権者が任意に債権譲渡した場合と異なる結論が導かれたものと考えられる。